

平成16年2月17日

平成14年度の包括外部監査の結果に基づく措置の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成14年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、川崎市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項を公表します。

川崎市監査委員	舘	健	三
同	奥	宮	京子
同	本	間	悦雄
同	西	村	英二

川崎市監査委員	舘 健 三 様
同	奥 宮 京 子 様
同	本 間 悦 雄 様
同	西 村 英 二 様

川崎市長 阿 部 孝 夫

平成14年度の包括外部監査の結果に基づく措置及び結果に添えて提出された意見に対する対応状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、平成15年2月7日付けで包括外部監査人大木壮一氏から包括外部監査契約に基づく監査の結果に関する報告書の提出がありました。同法第252条の38第6項の規定により、当該監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、通知します。

また、監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況につきましても、同法第252条の38第6項の規定の趣旨に準じて、別添のとおり報告いたします。

## 平成14年度の包括外部監査の結果に対する措置状況

【監査テーマ 水道局（水道事業、工業用水道事業）の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び関連業務を行う財団法人川崎市水道サービス公社の出納その他の事務の執行】

### 1 給与

#### (1) 特殊勤務手当

##### ①再調手当

〔指摘の要旨〕

再調又は苦情処理は通常の勤務時間内に行われるべき業務であり、手当を支給するほどの業務ではなく見直すべきである。

また、再調手当には、完成検査の時に供給契約書等を配布する事務が含まれているが、この業務は資料を配布するだけであり、手当を支給するほどの業務ではなく見直すべきである。

〔措置の内容〕

再調手当については、平成16年度から廃止します。

##### ②特勤手当

〔指摘の要旨〕

水道事業は24時間体制ではあるが、課長等を除く全ての職員が24時間体制で特殊な勤務体制のもとに従事しているものとは判断しがたい。一律に支給するのであれば、特殊勤務手当としてではなく、給料表を改定して給料月額に反映させるか、支給内容などを見直すべきである。

〔措置の内容〕

特勤手当については、今回の見直しでは、現行支給率を一律に引き下げることとし、平成17年度から、日額支給率を1000分の2.1とします。ただし、平成16年度は日額1000分の2.5とします。

また、平成18年度に向け、再度、存廃を含め見直しを行います。

##### ③徴収手当

〔指摘の要旨〕

甲額の徴収事務に専念する職員は、徴収件数、徴収金額、また徴収が困難であるか否か等にかかわらず、一律で支給されている。これは、逆に職員の職務の業務への意欲、やる気を削ぐことになる可能性があることから、徴収事務の効率的な運用のために、徴収金額や徴収件数、徴収業務の難易度、困難性に応じた支給方法などを検討されたい。

〔措置の内容〕

徴収手当は、給水停止対象の未納料金の徴収及び給水停止業務に対して一律支給していましたが、平成16年度から委託することで廃止します。しかし、平成15年度末における長期滞納金については、解消されるまで水道局職員で対応することとしました。この業務は、特に困難性を要すること、また、早期に解消することを目

的に「滞納整理手当」として、従事した日1日につき800円を支給します。

なお、当該長期滞納金については、平成16年度以降の発生分について委託で対応することから、今後増加することはない、解消されることで手当支給の対象はなくなります。

#### ④交替勤務制職員への特殊勤務手当

[指摘の要旨]

特殊勤務手当を一つの業務、勤務について、2つ（又はそれ以上）の手当の支給を禁じる法令、規程等はない。

しかし、作業手当、夜間手当等の特殊勤務手当を整理し、1日、又は、1勤務につき一つの手当とすれば、特殊勤務手当の承認・管理にかかる時間、コストの削減が図れる。手当の整理、統合を検討されたい。

[措置の内容]

交替勤務制職員に対する夜間手当（甲）については、平成17年度から廃止とし、平成16年度に限り1勤務600円を支給します。（乙）については、平成16年度から廃止します。

また、不規則勤務手当については、平成16年度から、月額支給率を100分の4に改め、土曜・日曜日の勤務に対する手当として1勤務1,000円を支給することとし、今後も引き続き見直しを行います。

なお、浄水場の交替業務に従事した場合は、作業手当の支給対象外とします。

#### ⑤作業手当及び営業所と配水工事事務所の事務分掌

[指摘の要旨]

サンプルとして選んだ2月度は、計画工事の集中している時期ではあったが、このような勤務は、安全上、業務内容、及び特殊勤務手当の支給面で見直しが必要である。

##### (a)安全上の問題点

夜間業務のあと、2、3時間の休憩後通常勤務で自動車の運転を行い、屋外での重労働を行うことは事故の発生など安全上の観点から問題があると考えられる。

##### (b)業務内容に対する懸念

安全に行えるとすれば、逆に、その夜間業務及び通常の昼間の業務内容は、重労働に当たらない業務と思われる。だとすれば、事務分掌、業務の進め方には改善が必要である。つまり、事務分掌を変更し効率よく行えばトータルでの人員数は減少し、諸手当は削減される可能性がある。

また、昼間の工事についても同様に柔軟に見直しが必要である。

##### (c)作業手当（甲額）の支給

作業手当（甲額）は屋外での重労働に従事し、自動車を運転することを常勤とする職員への手当であるが、職員の屋外作業の日報は無く、手当の妥当性の根拠を確認するための資料となる作業記録簿を残す必要がある。

[措置の内容]

作業手当については、平成16年度から（甲）を廃止とし、（乙）については、交通量の多い道路上での配水管工事等、危険性・困難性の高い屋外現場作業に従事し

た者を支給対象とし、日額 330 円とします。(丙)については、(乙)以外の現場作業等に従事した者を支給対象としますが、特殊性の薄れている一部作業については支給対象外としました。

また、平成 18 年度に向け、再度見直しを行います。

なお、平成 16 年度から作業記録簿を備えることとし、安全上の問題については、可能な限り代休を取得できるよう、計画的に工事を進めることとします。

また、営業所と配水工事事務所の事務分掌については、平成 18 年度以降の営業所の統廃合に併せて、改善を図ります。

その他、入坑手当を作業手当に統合して、平成 16 年度から廃止します。

## ⑥まとめ

### [指摘の要旨]

特殊勤務手当を整理し、管理のためのコストの削減が必要である。

### [措置の内容]

特殊勤務手当に関しては、業務内容を再検証し、特殊性の薄れている手当や併給的な手当について廃止・整理・統合を行う等、全体的な見直しを行い、平成 16 年度から段階的に実施することとし、平成 14 年度決算に比べ平成 17 年度には約 1.3 億円を削減します。

## 2 退職手当

### (1) 規定への準拠性

#### [指摘の要旨]

全員昇給している現実をみると、特別昇給といえるかどうか、疑問である。評価の高い職員のみを特別昇給させる制度、運用が必要である。

また、勤務評価に応じて給与や賞与の支給額に個人別に格差を発生させることは、過去、実施していなかったが、勤務成績の証明を所属長の内申により行うこととしているので、厳格な評価により特別昇給させるべきである。

#### [措置の内容]

退職時の特別昇給については、平成 14 年度から「勤務成績が特に良好である者に該当しないもの」の基準を定めて運用しているところであり、これに該当して特別昇給しなかった者は、当該年度は 2 人でありました。平成 15 年度以降も引き続き、勤務成績の証明を厳格に行った上で、特別昇給を実施します。

なお、退職手当の支給率は、国の見直しを踏まえて引下げを行い、平成 16 年 3 月 1 日から 2 年間の経過措置後、次のとおり実施します。

- ・ 20 年超勤続の者 33.0
- ・ 25 年超勤続の者 45.5
- ・ 35 年超勤続の者 59.28
- ・ 最高限度 59.28

また、退職時の特別昇給は、平成 15 年 1 月 1 日から次のとおり国並みで実施しています。

- ・ 勤続 20 年以上の定年・勸奨・普通退職者 1 号給

### (2) 退職給与引当金

〔指摘の要旨〕

退職手当の大部分が引当てされていないことから、既に生じている債務を将来の世代でまかなう、世代間負担の格差が生じることが予想される。将来へ負担を先送りしないために、毎期の退職手当の費用計上額を維持し、さらには将来へ向けての増額が必要である。

また、現在行っていない、工業用水道事業についても退職給与引当金の計上が必要である。

〔措置の内容〕

水道事業については、平成16年度から平成20年度までの5か年における退職給与金の平均額である10億23百万円を退職給与金予定基準額として設定するところですが、現行の予算額10億8千万円を継続し、差額の57百万円は将来の退職給与金の財源とします。

また、工業用水道事業については、平成16年度からの5か年における退職給与金の平均額である1億7千万円を、退職給与金予定基準額として新たに設定します。

### 3 固定資産の管理

#### (1) 遊休土地の状況

〔指摘の要旨〕

従来から売却可能な土地を利用可能な部分のみを売却し、傾斜地を考慮しなかったため、現在遊休として残っている土地は用途のないものばかりとなっている。

売却時に使用可能な部分のみを売却するのではなく、除草費用等の土地の管理費用を考慮し、利用不能となる土地を残さないように売却すべきである。

〔措置の内容〕

平成14年度に遊休地1件、15年度に2件の売却を行い、現在1件についても交渉を行っています。また、1件については使用許可をしました。残りの7件については、傾斜地等の売却に適さない用地であるため、平坦な部分を駐車場等として有効活用を検討しています。

#### (2) 減価償却費の計上不足について

〔指摘の要旨〕

建物として計上されている空調機については、実際は「機械及び装置」として、計上されるべきものと考えられ、耐用年数は6年に該当する。したがって、当該空調機について減価償却額を再度試算すると、平成13年度までに17百万円ほど減価償却費が不足している。

また、構築物に計上されている搔寄機設備一式は機械設備として稼働しているため「機械及び装置」と考えられる。現在耐用年数60年で行っている減価償却を22年にとると、平成13年度までに50百万円の減価償却費が不足している。

上記の結果から水道局全体の減価償却費の過不足について再度調査が必要であり、管財課では、計上済みの固定資産について、計上科目及び適用耐用年数等について再度調査し、適切な計上科目及び減価償却費の計上について検討すべきである。

〔措置の内容〕

空調機について調査を行った結果、室内機については、壁に埋め込まれ建物と一

体化し移動不可能であること。また、室外機については、室内機の附属設備と考えるため、現行どおり建物附属設備と判断しました。

また、搔寄機設備一式について調査を行った結果、指摘のとおり構築物ではなく、機械及び装置であるため、平成 15 年度決算において、適正な勘定科目へ計上し改善します。減価償却費の不足額については、平成 16 年度以降の減価償却費で対応します。

なお、再調査については、今年度 6 月から 7 月にかけて、全課所場で空調設備並びに機械及び装置を中心に実態調査を行った結果、一部誤りが確認されたので、平成 15 年度決算において、適正な勘定科目へ計上し改善します。減価償却費の過不足額については、平成 16 年度以降の減価償却費で対応します。

### (3) 固定資産台帳と現物の調査の状況

#### [指摘の要旨]

浄水場、営業所等の各事業所においても、定期的に台帳と現物の照合が行われていないとのことである。今後は、管財課の指導のもと、定期的に固定資産台帳と現物の照合を行い、適切な勘定科目への計上を検証すべきである。

#### [措置の内容]

固定資産台帳と現物との調査については、「固定資産実態調査計画書」に基づき、平成 16 年度から定期的に全課所場の実地照合を行います。

## 4 貯蔵品及び薬品の管理

### (1) 滞留貯蔵品の状況

#### ①形式変更の配水管等及び修繕業務の外部移管

#### [指摘の要旨]

滞留貯蔵品は、貯蔵品の調達計画と使用計画が適切に対応していなかったために発生した問題である。今後は適切な計画に従った調達を行うとともに、利用できないものについては速やかに廃棄すべきである。

#### [措置の内容]

平成 16 年度から順次貯蔵品制度を見直し、貯蔵品は災害対策用緊急材料と直営による維持工事用材料のみとします。

なお、平成 15 年度は調達計画と使用計画について、貯蔵品が滞留とならないよう適正な管理をしています。制度改正により、使用不可の旧型配水工事材料（A 形）は、平成 15 年 12 月に不用品として売却処分しました。

#### ②鉛使用の水道管（給水材料）の管理

#### [指摘の要旨]

鉛使用の水道管（給水材料）については、今後の使用見込がない貯蔵品であり、速やかに廃棄すべきである。

#### [措置の内容]

制度改正により、使用不可の鉛管は、平成 15 年 11 月に廃棄処分しました。

#### ③水質試験用薬品類（毒物、劇物）の管理状況

#### [指摘の要旨]

水質試験用毒物は、危険性が高く、極力人の手に触れないよう、他の試験用薬品

とは別に金庫を設けてより厳重な管理を施すべきであり、リスク管理の観点から適時に計量を実施し、毒物の量管理を随時把握すべきである。

また、浄水場における薬品は、購入時に費用処理しているが、更新時以外は受払の記録を行っていない。管理簿は年2回更新しているが、購入及び使用の都度記録し、受払簿としての機能を果たす必要がある。

[措置の内容]

水質検査に使用する一般薬品及び毒物の管理は、各々施錠したうえ保管庫において厳重に管理しており、平成15年度から、毒物は使用時に重量を秤量し「水質試験用毒物管理簿」に記載し、確認を行っています。更に、このほかに定期的に1か月に1回「水質試験用毒物管理簿」と現物の確認をしています。

また、平成15年度から薬品の購入時及び使用時に、在庫量及び使用量を「水質試験用薬品入・出庫記録表」に記載し、1か月に1回確認を実施し、年1回、在庫とのつき合わせ確認を行っています。

#### ④倉庫調査時における資材の管理状況

[指摘の要旨]

水道メーターの管理については、貯蔵品に計上されているメーターと、取替用に保管しているメーターとは区分して管理すべきである。

[措置の内容]

平成16年度から財務会計システムの稼働により、貯蔵品を適正に管理します。

なお、帳簿上は、新規メータと修理メータを区分し管理しておりますが、保管については修理メータも修理後は新規メータと同じ新品同様となることから日付順で倉出を行っています。

### 5 契約事務手続

#### (1) 公募型指名競争入札

[指摘の要旨]

公募型指名競争入札を採用すべき工事について、全国的に実施能力のある業者が限られているため、指名競争入札を実施しているが、この点につき、指名委員会でも当然のこととなっているので議事録等への記載もされていない。今後は、手続を省略せず、その履歴を残す必要がある。

[措置の内容]

従来から特殊工法等の場合は、指名競争入札を実施していますが、平成15年度からは指名委員会の議事録にも指名競争入札への変更理由を記載しています。

#### (2) 100万円以上の物件で随意契約を実施した状況

[指摘の要旨]

工事契約、委託契約につき特名理由書の妥当性を検証したが、特に不合理な理由とは思われない。しかしながら、保守等の委託業務についても、当初のシステム開発の金額だけではなく、その後のアフターコスト等を考えて最も有利な業者を選定していくべきである。

[措置の内容]

技術力、価格等を総合評価して業者を選定する方法を検討していきます。

### (3) 競争入札執行状況表からの分析

#### [指摘の要旨]

公正な入札が害される恐れのある業種について、常に入札の状況をモニタリングしていく必要がある。全体の傾向を把握しそれに定性的な情報等を加味し異常な契約のおそれがある場合には、「入札・契約適正化法」に従い、速やかに公正取引委員会へ通知できる管理体制を築かなければならない。

#### [措置の内容]

業者数が限定される業種については、平成 15 年度からモニタリングを行い不正行為がないか監視しています。また、平成 15 年度から不正行為に対する賠償金を請負金額の 10 パーセントから 25 パーセントを超えない範囲内で契約約款に新設したことから、業者に周知徹底して公正な入札が行われるよう指導します。

## 6 料金等の徴収

### (1) 営業未収金の管理体制に係る内部統制等について

#### ①営業所における料金係の未納整理担当職員の業務について

##### [指摘の要旨]

担当地域を定期的にローテーション化させるなどの内部牽制が働く担当者の定期的な人事異動等を含め検討すべきである。

##### [措置の内容]

人事異動を実施する際、訪問集金という業務の特殊性が認められるので、職員の適性を踏まえ定期的な人事異動を行うとともに、未収金管理については、常時チェックする体制を整えました。

#### ②営業所における金庫の管理状況について

##### [指摘の要旨]

鍵や金庫のダイヤル番号は、営業所長、料金係長等が責任を持って保管、管理するよう改善すべきである。

##### [措置の内容]

未納整理担当職員が管理していた集金用領収書は鍵の掛かる保管庫に保管し、未納整理担当主査が管理しています。

#### ③料金の収納管理について

##### [指摘の要旨]

集金用領収書について、日々の受払管理を実施すべきである。

##### [措置の内容]

集金用領収書の受払簿を作成し、未納整理担当職員に受入枚数及び金額を日々記入し料金係長及び営業所長の決裁を受けています。

また、未納整理担当職員が、毎月初めに出力される未収全件リストと停水執行対象月の集金用領収書との照合を行っています。

#### ④釣銭の管理について

##### [指摘の要旨]

現金については、日々残高を確認し、上席者の承認が必要である。

##### [措置の内容]

平成14年9月から、日々現金残額の確認を行い、主査、料金係長及び営業所長の決裁を受けています。

(2) 平成12年度包括外部監査(川崎市下水道事業の財務事務及び経営管理)における指摘事項への対応状況について

[指摘の要旨]

個別未収管理カードは、平成13年7月から作成しており、その内容については、主査がチェックする体制であるが、所長、料金係長がカードをチェックした確認欄は設けられていなかった。ただし、所長等は画面上で個々に未収の状況が見られるので、そこから担当職員に状況報告を求めるという作業を行っている。また、金額が多額になっている案件や、悪質な案件については所長管理にするなどの対応をしているが、明確なルールが定められていなかった。

また、個別未収管理カードが、将来の電算化までの過渡的な措置であるとしても、これらの点については改善すべきである。

大口滞納者等については、水道局として組織的な対応を図っていくべきである。

[措置の内容]

平成15年2月5日から水道料金等の未納対象者の個別未収管理カードに料金係長及び営業所長の決裁欄を設け、より適切な未収管理を行いました。

また、平成15年4月8日からは、未納整理担当主査が未納整理担当職員が行っている未収折衝状況等を個別未収管理カードで、折衝や滞納状況が適正に行われていることを確認した後、主査の決裁も受けるようチェック体制の強化を図りました。

大口滞納者等は、分割納入が可能な場合、誓約書を徴することで分割納入を認めています。平成15年度から大口滞納者等についても営業所長、料金係長及び未納担当主査が個別未収管理カードでの確認により、未収管理の徹底を図りました。

(3) 滞納に対する停水執行について

[指摘の要旨]

川崎市には停水執行の要領等がなく、停水執行に至るまでは個々の担当者の判断によるところが大きい。現地での折衝に際しては、画一的な判断は難しいと思うが、要領等を早期に整備すべきである。

[措置の内容]

停水執行に関する要領については、平成15年6月27日から、より適切な事務執行を行えるよう「訪問集金、(督促・停水)での接し方」、「停水執行に当たっての心得」、「停水執行の準備と手続き」、「停水執行」、「停水解除」等を停水実施要領にまとめ、より適切な事務執行が図られるよう関係職員に周知徹底を図りました。

平成14年度の包括外部監査の結果に添えて提出された意見に対する対応状況

【監査テーマ 水道局（水道事業、工業用水道事業）の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び関連業務を行う財団法人川崎市水道サービス公社の出納その他の事務の執行】

## 1 給水原価の特殊要因

### (1) 需要減衰下において供給能力を維持することによるコスト

〔意見の要旨〕

川崎市では平成 13 年度末現在 1,034,400m<sup>3</sup>/日の供給能力があるが、実際は 553,500m<sup>3</sup>/日しか供給しておらず、平成 36 年度までの最大配水量も 800,000m<sup>3</sup>/日と推測している。この結果、少なくとも 1,034,400m<sup>3</sup>/日から 800,000m<sup>3</sup>/日を差引いた 234,400m<sup>3</sup>/日にかかる費用は、多額のコスト負担要因となっている。

そして、需要減衰下において給水能力を維持するために要している特殊な費用について試算した結果、少なくとも 960 百万円が不稼働給水能力維持のための特殊な原価要因と思われる。

〔措置の内容〕

平成 15 年 1 月 1 日に多摩川水系伏流水 50,000m<sup>3</sup>/日を廃止し、給水能力は 987,900 m<sup>3</sup>/日になっています。更に、現在策定中の新総合計画の人口等の基本指標に併せて水需要予測を実施し、計画 1 日最大給水量を下方修正します。この水需要予測については、需要逡減期の多様な使用実態を解明するため、過去に行ってきた給水原単位を基にした予測だけではなく、水道利用者に対する利用種別や配水系統ごとに 5,000 世帯を対象にした利用実態調査を実施し、この結果に基づき将来の水需要を多角的に分析する期間として平成 15・16 年度の約 1 か年半を要することになります。この予測結果に基づき、適正な事業規模を前提にした浄水場の機能集約及び施設統廃合計画を平成 16 年度に策定します。

### (2) 人件費／委託費

〔意見の要旨〕

水道事業の損益勘定職員数の目標人員を、指定都市の中でも職員 1 人当たりの給水人口の多い 3 都市を抽出し、その平均値をもとに算出すると 576 人となる。

この結果、平成 12 年度末現在では、川崎市における損益勘定職員は他都市に比べて 813 人－576 人＝ 237 人多いことになるが、13 年度には、47 人の人員減少があった。

目標人員のもとで人件費を算出すると、約 36 億円の人件費が多い。部署別に配置人員と目標人員を比較すると、特に差が大きいのが、総務・営業所・給水他の人員であり、原因としては、各営業所における人員が多いこと、給水業務に係る工事等の人員が多いことが考えられる。

そして、水道事業の資本勘定職員数の目標人員を、指定都市の中でも職員 1 人当たりの建設改良費の高い 3 都市を抽出し、その平均値をもとに算出すると 58 人となる。

また同様に指定都市の中でも職員 1 人当たりの導送配水管距離の長い 3 都市を抽出し、その平均値をもとに算出すると、45 人となる。これら両者の平均を算出すると 51 人となる。

この結果、平成 12 年度末現在、川崎市における資本勘定職員は他都市に比べ 115 人－51 人＝64 人多いことになるが、平成 13 年度には、2 人の人員減少があった。また、目標人員のもとで、人件費を算出すると約 5 億円人件費が多い。

費用の削減効果を検討するためには、委託費も対象にすることが必要であり、給水人口 1 人当たり（人件費＋委託費）で検討すると、約 39 億円多い。

それから、他の自治体も平成 11 年度以降、人員を相当削減していることが予想されるため、平成 11 年度の指定都市の平均値では目標人員となりにくい。また、目標人員の設定に当たり、水道事業の損益勘定職員数のみを対象としているが、資本勘定職員数及び工業用水道事業職員数についても対象とすべきである。

#### [措置の内容]

水道局では、平成 18 年度を目標年度に、職員数を 20%削減する計画を策定し、1,100 人体制から 900 人体制への取組みを行ってきました。

水道事業、工業用水道事業の損益勘定職員、資本勘定職員を対象に業務委託の促進、効率化、組織の統廃合、スリム化等により、平成 11 年度から 15 年度までに 136 人の定数削減を行ってきました。今後平成 16 年度、17 年度に向けて、水道事業のみならず工業用水道事業も対象に、営業所の水道料金等未納担当事務の委託化、配水工事事務所の連絡工事の一部請負化、漏水防止課の廃止、そして、水道料金等未納担当指導員の廃止、配水工事事務所漏水修理係交替制勤務の廃止等により、平成 17 年度には平成 11 年度に比べ、200 人を超える職員の削減を行います。

## 2 給水能力の見直し

#### [意見の要旨]

将来において現在の給水能力(1,034,400m<sup>3</sup>)に水道需要が追いつくことはない(平成 36 年度までの需要予測値 800,000m<sup>3</sup>)という実態を考慮し、先送りすれば少なくとも見積もっても毎年 10 億円程度のコスト負担が続くと考えられることから、早急に広域化、受水契約の見直し、もしくはいずれかの浄水場について廃止を検討する必要がある。

#### [措置の内容]

企業団からの配分水量を削減することが、時間的、コスト的に最も効果は得られますが、川崎市だけが削減した場合、構成団体である神奈川県、横浜市、横須賀市に費用負担の影響が生じるため、調整、協議に相当の期間が必要になります。このことから、川崎市としては早急に水需要予測を実施し、浄水施設の統廃合計画を策定することを優先させています。

更に、企業団受水については昨年、構成団体による検討会議を設け、企業団に対して人件費の抑制、施設更新費の縮減などの事業効率化による受水費の軽減について申し入れを行っています。また、将来の広域化に向けた協議を併せて進め、当面は配水管網の連絡や水源水質検査体制等の連携など、現状において事業者間での事業効率化の図れる部分について具体的な検討を進めています。この検討を継続しな

がら将来の広域化につなげる方針です。

### 3 財団法人川崎市水道サービス公社を含めた人件費／委託費の削減計画

#### (1) 財団法人川崎市水道サービス公社

##### [意見の要旨]

水道局職員は余剰気味であり、公社あるいは民間を利用するまでもなく、現状の水道局職員の人員をもって、公社における業務のほとんどを実施することも考えられ、それによって平成 13 年度実績で補助金と委託料合わせて 8 億 2 千万円にも膨らんだ支出を削減できるのではないかということも考えられる。

しかし、定年退職する水道局職員の雇用の受け皿としての存在意義が公社にはあるため、水道局の人員だけでなく、公社の人員も考慮に入れて人員計画を策定すべきである。

##### [措置の内容]

水道サービス公社への委託料を削減するため、平成 15 年度に公社の自主事業の見直しを図るとともに、4 つの委託事業を廃止し、12 人の人員を削減します。

また、委託業務の廃止又は見直し等により、平成 16 年度から平成 20 年度までに更に 50 人の人員を削減します。

#### (2) 人件費／委託費に関する中長期削減計画の策定

##### [意見の要旨]

川崎市は、上位都市と比較すれば、水道事業で 36 億円以上の人件費が多くなっている。これに対し水道局では、定年退職者不補充を柱とした人員削減計画を策定・実行している。しかし、定年退職後の再雇用が原則的に行われている以上、水道局の人員ではなく、公社及び再雇用者も含めた人件費としての削減目標を明確にして管理する必要がある。

そして、定年退職者不補充を柱としているため、急激な人件費の削減目標を設定することは現実的ではなく、業務を合理化しても短期的には人件費の削減にはつながらず、余剰人員を抱えることになるため、余剰人員の活用が急務であると考えられる。

長期的には、民でできるものは民でという考え方であろうが、再雇用者も含めた余剰人員の状況を把握した上で委託業務を再点検し、短期的には公でできるものは公でという考え方にたち、委託費の削減を図り、中期目標として過大と思われる 36 億円程度の人件費／委託費の合計での削減目標を達成する計画を策定すべきである。

##### [措置の内容]

水道局では、定年退職者不補充とする職員削減計画を策定し、職員 900 人体制の計画に基づき削減計画を進めていますが、平成 18 年度以降抜本的な対策である給水能力の見直しに伴う事業規模の縮小をベースに平成 18 年度から 22 年度までに更に 150 人の職員を削減し 750 人体制にします。

そして、平成 13 年度から修繕工事から撤退し、営業所の工事体制の見直しを行ってきましたが、民間事業者の修繕工事も定着してきたことから、営業所業務が相当量減少しています。この業務量の減少に対しては、課題となっている鉛給水管取替工事に振り向けることとし、平成 16 年度から鉛給水管取替工事による鉛管の解消速度を速めます。

## 4 その他の削減対策

### (1) 人件費及び人事制度

#### ①健康保険料の負担割合の見直し

〔意見の要旨〕

仮に被保険者と事業主の負担割合を健康保健組合連合会の平均と同じく 43.9 : 56.1 とした場合、平成 13 年度の水道局の負担は 79 百万円減少する。水道局だけの判断では対応できない問題であるが、健康保険料の負担につき川崎市全体で協議、検討されたい。

〔措置の内容〕

健康保険料率については、平成 15 年度は被保険者負担を 1000 分の 23、事業主負担を 1000 分の 50 とし、その負担割合は 31.5 : 68.5 となっています。

なお、平成 15 年度から総報酬制を導入し、毎月の給与だけでなく期末勤勉手当からも保険料を徴収しています。

#### ②昇給制度

〔意見の要旨〕

「特別昇給」は、内規に従って処理されているが、対象者のうち相当部分の職員が成績優秀者として特別昇給している。この運用を見直し、勤務成績の厳格な評価を行って優秀な職員のみを特別昇給させるべきである。

また、勤勉手当の支給率は一定であるが、職員の評価によって支給金額を増減させることが、本来の意味の平等の評価であり、職員のやる気を生み出すと考える。

そして、目標管理制度の導入により事前に目標を定め、その目標の達成度合いを評価の基準として、給与に反映させることが、より良いサービスの提供につながると考える。

昇給制度を見直し、厳格な評価に基づいて昇給させることが必要であると考え。水道局全体としての費用負担額は変更なくとも、職員へのインセンティブは大きくなると考える。

〔措置の内容〕

特別昇給を含む昇給については、所属長の内申により勤務成績の証明を得た上で実施していますが、勤務実績を適切に反映した制度の構築に向けて、見直しをしていきます。

また、勤勉手当における成績率の導入や、業績評価システムとしての目標管理的手法の導入についても、「川崎市行財政改革プラン」に沿って検討していきます。

### (2) 遊休資産の売却

#### ①遊休資産の売却促進

〔意見の要旨〕

遊休地については随時売却交渉を行い、不要な資産の削減に努める必要がある。また、売却を行う際には、後になって売却不能な傾斜地のみが残ることのないよう、計画的に売却の交渉を進める必要がある。

また、都市計画道路の建設予定地に該当する土地については、建設局と交渉し、そうでない土地については、随時売却を進める必要がある。

[措置の内容]

遊休地の売却については、現在廃止管路用地等において交渉中であり、今後も計画的に売却を進めます。

また、都市計画道路予定地の取り扱いについては、以前から建設局と交渉を行っていますが、今後も交渉を進めていきます。その他の用地については、接道がなく、用地形態が悪いことから売却及び使用許可も困難な状態です。

②公舎用地の処理

[意見の要旨]

公舎は建物が古く、居住者にとっては安全性に問題があること、また水道局にとっては、事業経営上、公舎の縮小、廃止に向けて取り組む必要がある。

[措置の内容]

水道公舎の必要性は、災害時におけるライフライン確保のための人員確保及び平間配水所内の水道本部での初期対応等にあり。平成 16 年度までに、平間公舎の 4 棟に集約し、他の公舎 6 棟は廃止します。

また、長沢及び谷ヶ原公舎跡地については、平成 16 年度入札による売却を予定しています。

③バルクセールの検討

[意見の要旨]

利用不能な土地を残さないように売却計画をたてるべきであったが、今後はどうにかして売却する方策を考えなくてはならない。そのためには、売却が困難な遊休地と、優良地である公舎の土地を合わせて売却するという、いわゆるバルクセールも検討する必要がある。

[措置の内容]

今後は不要な土地を残さない売却を行い、現在有する遊休地についても、バルクセールによる有効性を検討の上、売却を進めていきます。

(3) 貯留品の管理

①貯留品の残高の状況

[意見の要旨]

現在は在庫数量の把握が 10 日以上遅れているので、リアルタイム、ないしはせいぜい 1 日遅れでの在庫数量の把握が望ましい。

また、貯蔵品を過剰としないためには、調達にかかるリードタイムや倉出頻度から貯蔵品のグルーピングを行い、それぞれのグループに応じた回転率を設定して運用する必要がある。

[措置の内容]

平成 16 年度から財務会計システムの稼働により、倉出要求後速やかに実施し、貯蔵品、在庫管理の適正化を図ります。

②資材倉庫の統合

[意見の要旨]

入出庫の頻度及び管理費用の観点から、倉庫を 1 カ所に集約することを検討する必要がある。

[措置の内容]

貯蔵品倉庫は災害時に即応するため南北に2カ所設置していますが、平成16年度に策定する局施設統廃合計画の中で検討します。

(4) 営業所の統合

[意見の要旨]

財団法人川崎市水道サービス公社に漏水修理工事を委託しており、今後、更なる工事委託を検討中であることを考えると、工事係を市内各区に常勤させることは、効率的でない。

それから、徴収業務について、料金係の未納整理担当職員を市内各区に配置することは、回収率を上げるためには必ずしも効率的でない。7カ所ある営業所について、運営の効率性・経済性について再度検討し、営業所の統合及び廃止を図る必要がある。

[措置の内容]

平成17年度末までに業務見直しに伴う給水装置工事管理システムの一元化を図り、平成18年度以降の早い時期に、営業所職員の再配置を進めることによって、3営業所に統合します。その一環として平成16・17年度において未納整理担当業務の委託化を図り、年間約7千万円の委託費が見込まれますが、22人の人員を削減します。

また、平成17年度から配水工事事務所の交替勤務体制の廃止に伴う夜間における漏水修繕業務の委託化を図り、営業所工事部門を配水工事事務所に統合します。

この委託化により、年間約2千万円の委託費が見込まれますが、平成21年度までに30人程度の人員を削減します。

(5) 電子入札の推奨

[意見の要旨]

競争性と透明性の高い入札を実施するには、公募型指名競争入札や制限付き一般競争入札が望ましい。

これらの入札形態は、事務手続きが煩雑になる欠点を有しているため、電子入札制度を採用して事務手続きの効率化を図るべきである。

[措置の内容]

平成16年度からの電子入札実施に向けて関係課所と打ち合わせ等準備を進めております。実証実験後、一般競争入札、公募型指名競争入札を対象に実施する予定ですが、段階的に対象案件を拡大していきます。